

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【公開番号】特開2008-266868(P2008-266868A)

【公開日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【年通号数】公開・登録公報2008-044

【出願番号】特願2008-63842(P2008-63842)

【国際特許分類】

D 0 1 F 6/76 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 6/76 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリフェニレンサルファイドの粉末を減圧下で温度350未満で溶融してペレット化したペレットを、温度130～170の減圧下で乾燥した後、溶融し、紡糸口金から紡出し、延伸した後に所定の長さに切断することにより、沸点が200以上の揮発成分を0.15重量%以下含有するポリフェニレンサルファイド短纖維を製造する、ポリフェニレンサルファイド短纖維の製造方法。

【請求項2】

ポリフェニレンサルファイド短纖維を200で2000時間の熱処理した時の引張強度低下が40%以内である、請求項1に記載のポリフェニレンサルファイド短纖維の製造方法。

【請求項3】

請求項1又は2記載の製造方法により得られるポリフェニレンサルファイド短纖維であって、バグフィルター濾布用であることを特徴とするポリフェニレンサルファイド短纖維。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、前記した目的を達成するために次の構成を有する。

すなわち、ポリフェニレンサルファイドの粉末を減圧下で温度350未満で溶融してペレット化したペレットを、温度130～170の減圧下で乾燥した後、溶融し、紡糸口金から紡出し、延伸した後に所定の長さに切断することにより、沸点が200以上の揮発成分を0.15重量%以下含有するポリフェニレンサルファイド短纖維を製造する、ポリフェニレンサルファイド短纖維の製造方法である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明のPPS短纖維は、前記した製造方法により得られるポリフェニレンサルファイド短纖維であって、バグフィルター濾布用であるポリフェニレンサルファイド短纖維である。